

出水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1機関の欄に掲げる機関が行う同表事務の欄に掲げる事務、別表第2機関の欄に掲げる機関が行う同表事務の欄に掲げる事務及び出水市長又は出水市教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2機関の欄に掲げる機関は、同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提

供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 出水市長又は出水市教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成27年出水市条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日の前日までの間の読替え)

2 この条例の施行の日から法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における別表第2の規定の適用については、同表中

「

1 3 出水市	市が供給する一般	住民票関係情報、地方税関係情報、身体
---------	----------	--------------------

長	住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害者に関する情報、生活保護関係情報、又は外国人生活保護情報であって規則で定めるもの
---	-------------------------	--

とあるのは

13 出水市長	市が供給する一般住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害者に関する情報（以下この表において「障害者関係情報」という。）、生活保護関係情報又は外国人生活保護情報であって規則で定めるもの
13の2 出水市長	特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの

とする。

附 則（平成27年出水市条例第24号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第1条及び第5条第1項の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行

の日から施行する。

附 則（平成 28 年出水市条例第 14 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 ひとり親家庭等医療費助成に関する事務の実施について必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1（第4条関係）

機 関	事 務
1 出水市長	療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの
2 出水市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の措置に関する事務であって規則で定めるもの
3 出水市長	ひとり親家庭等医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 出水市長	市が供給する一般住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
5 出水市教育委員会	就学援助費（医療費を除く。）の給付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機 関	事 務	特定個人情報
1 出水市長	療育手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 出水市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	療育手帳に関する情報（以下この表において「療育手帳情報」という。）又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法の措置に関する保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護情報」という。）であって規則で定めるもの
3 出水市長	障害者の日常生活及び	療育手帳情報又は外国人生活保護情報であ

	<p>社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>って規則で定めるもの</p>
4 出水市長	<p>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>外国人生活保護情報であって規則で定めるもの</p>
5 出水市長	<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護法の措置に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下別表第3において「児童扶養手当関係情報」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一</p>

		<p>部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
6 出水市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法	外国人生活保護情報であって規則で定めるもの

	律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
7 出水市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	療育手帳情報又は外国人生活保護情報であって規則で定めるもの
8 出水市長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護情報であって規則で定めるもの
9 出水市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護情報であって規則で定めるもの
10 出水市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護情報であって規則で定めるもの

1 1 出水市長	ひとり親家庭等医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳に関する情報、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報、児童扶養手当情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護情報であって規則で定めるもの
1 2 出水市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護情報であって規則で定めるもの
1 3 出水市長	市が供給する一般住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害者に関する情報、生活保護法関係情報又は外国人生活保護情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事 務	情報提供機関	特定個人情報
1 出水市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴	出水市教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医

	収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 出水市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の措置に関する事務であって規則で定めるもの	出水市教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
3 出水市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	出水市教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
4 出水市教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	出水市長	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
5 出水市教育委員会	就学援助費（医療費を除く。）の給付に関する事務であって規則で定めるもの	出水市長	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの